

**【委員からの主な意見・質問】**

問い) 主な監視対象は、施工完了後に大雨を経験していない緩斜面部（EL525m 以下）だけでなく、（これまでも監視してきた）道路通行車両や鉄道に被害を及ぼすような上部からの土砂崩壊も対象とすることが効果大きい。

答え) 施工完了後に大雨を経験していない緩斜面部（EL525m 以下）の土砂移動、排水状況について、目視・カメラによる安全確認を行うとともに、道路通行車両や鉄道に被害を及ぼすような上部からの土砂崩壊についても注視していく。

問い) 安全性の確認が得られた後の崩壊斜面对策工や国道 57 号現道部分の維持管理は誰が行うのか。

答え) 崩壊地斜面及び構造物（対策工施設）については、砂防法の規定に基づき熊本県への移管について調整を始める。  
国道 57 号現道部分については、熊本県と道路管理移管に向けた協議を実施している。